

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十四第

行發日一月一年二十和昭

新年特別號

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| 地方營業税の課税標準…………… | 法學博士 神戸正雄 |
| 固定資本論の一節…………… | 文學博士 高田保馬 |
| 土地所有の集中と分散…………… | 經濟學博士 八木芳之助 |
| 大都市時代の出現と ^{その可の能原因} 考察…………… | 經濟學士 中川與之助 |
| 經營協議會制度の成立…………… | 經濟學士 大塚一朗 |
| 北支日系通貨に就て…………… | 經濟學士 松岡孝兒 |
| アメリカ經濟の發達と通貨論争…………… | 經濟學士 堀江保藏 |
| 統計・統計調査・統計教育…………… | 經濟學博士 蟻川虎三 |
| 貿易と生産・消費との關係…………… | 經濟學博士 谷口吉彦 |
| 新國民主義と國民共同體…………… | 經濟學博士 石川興二 |
| 金融の動きと銀行勘定の増減…………… | 經濟學博士 小島昌太郎 |
| 新着外國經濟雜誌主要論題…………… | |

（禁 轉 載）

經營協議會制度の成立

大塚 一朗

序 言

獨逸に於いては一九二〇年二月の經營協議會法(Betriebsratgesetz)によつて經營協議會(Betriebsrat)と名づけられる一種の經營內的従業員代表制度が規定された。これは其の内容から見ても、疑無く工場委員會制度の一範疇をなすべきものである。けれども、それを今日の獨逸に行はれてゐる經營信認會制度や乃至は又現に米國及び我國等にて廣く慣行されてゐるところの私設工場委員會と比較すれば、其の間には性格上に重要な相違點が見出される。以下に、獨逸固有の歴史的地盤の上にて經營協議會制度が成立するに至れる沿革的経緯を探究しつゝ、これによつて此の制度の内面的特質に對する實證的理解を得たいと思ふ。

一、大戰以前の關係

經營協議會法は、常時二十人以上の従業員被備者を有する經營に、經營協議會と稱する經營内従業員代表制度を強制的に設置せしめることを趣旨にしてゐる。しかし、獨逸に於いてかゝる制度の成立を見たのは、決して突發的現象ではなく、それは、遠く前世紀中葉前後に迄も遡る長い間の沿革的経路をたどるところの獨逸工場委員會制度の發展過程の上に現はれた一つの歴史の産物と見るべきものである。即ち獨逸では一八三五年にモール(R. Mohl)によつて一種の經營内従業員代表制度の提唱が行はれたのであつたが、これが彼の國で工場委員

會制度の思想が公に現はれた最初の例であるとされてゐる。¹⁾しかし、この思想は高度資本主義初期の經營内關係上に中世手工業時代の經營共同體關係の復活を目指したる回顧的性質のものであり、且つそれも單なる個人的主張に過ぎなかつたのである。

然るに右のものとは全く別に、恰も一八四八—一八四九年の間に開かれたフランクフルト憲法制定議會に於いて營業條令審議の機會に一種の強制的工場委員會制度の提案が實際政治上の問題となつて姿を現はした。²⁾これは恰も當時に歐洲大陸各地を風靡したる政治上の立憲主義運動が經營内社會關係の問題に關する進歩的思想家に一種の示唆的影響を與へたるに基くものであつたけれども、産業上の資本家的自由主義が支配的勢力を占めてゐた當時の社會狀態と對照して餘りに懸けはなれた急進的性質のものであつたから、議會の採擇も得られず、又案の内容も聽て社會から忘却されて、顧られなかつた。

かくの如く、工場委員會制度の法制的強制化の爲の最初の運動は失敗に終つたけれども、工場委員會制度そのものに關する思想は其の後獨逸の高度資本主義的産業組織が愈々高潮期に達するに及びて間もなく復活して再び世人の注目を惹くところとなつた。即ち、一八七〇年代に入つて獨逸工業が劃期的飛躍期に入ると相俟ち、ブレントノ、シユモラー等を初め講壇社會主義者達の中の數人は工場委員會制度の思想を再びとりあげて議論の對象とすると共に他方に此の施設の實施を實際界に向つて勸説するところがあつた。³⁾一方に於いて直接にはそれら學者の影響があり、他方に於いて一八七〇年代の末頃から國內各地に設立された工業家團體のそれに對する提唱もあつて、其の當時から始めて各箇工業經營内に經營主腦部の自由決意に基く私設工場委員會の設置の實例が相當

1) Geck, L. H., Die sozialen Arbeitsverhältnisse im Wandel der Zeit, 1931, S. 84.

2) Sering, M., Arbeiter-Ausschüsse in der deutschen Industrie, 1890, S. 2.

多數に現はれるやうになつて來たのである。

かゝる間に一八八九年より一八九一年に亙るところの有名なる工場擾亂流行期の現象が獨逸に起こり、各地の産業界は相率ゐて一般的勞働不安に襲はれたのであつた。此の時期に當たり、炭鑛爭議團の請願を契機として一八九〇年二月には、勞働者の利益を保護し且つ産業上の平和關係を確立する爲の手段としての法定工場委員會の強制を勸説する皇帝の演説が議會に於いて行はれた。右の皇帝演説の趣旨に對しては社會民主黨及び民間産業家の間に有力なる反對が起こつたのであつたが、結局それが動機になつて政治的妥協の後に一八九一年一月の改正營業條令中には隨意的工場委員會の公認に關する條項が新たに含まれることになつた。⁴⁾而して、此の公認制度が刺戟となつて其の後新たに、隨意性的私設工場委員會の設置せられるものが多數に上つた。

しかし、以上の改正營業條令による公認工場委員會の性質は極めて消極的のものであつて、其の職能も工場規則制定の場合に經營主腦部の諮問に應じ、又は其の規則の執行狀態を監視する等に過ぎなかつた。其の爲め、間もなく新設工場委員會の多數は實際に従業勞働者間のそれに對する興味を繋ぎ得なくなつて實質的活動を失ひ僅に形骸を止めるに過ぎざるやうになつてしまつたのである。かくて、そこに工場委員會制度の一般的不振時代といふものが顯著に現はれて來たのである。尤も、かくてある間に今世紀の初頭即ち一九〇七年當時から再び勞働者側の間に於いて工場委員會制度に對して新たな關心を懷くといふ機運轉換の徴候が起こつて來たといふ事實を注意することが出来るのである。⁵⁾

獨逸に於ける工場委員會制度は前世紀の中葉前後から大戰前迄の間に大要上述の如き經路をたどつて發展して

3) Weber, A., Der Kampf zwischen Kapital und Arbeit, 1930, S. 521.

4) v. Kleinwächter, F., Lehrbuch der Volkswirtschaftspolitik, 1923, S. 226.

5) Koch, H., Arbeiterausschüsse, 1907, S. 29.

來たものである。而して、其の時代の工場委員會の一般的特質としては、施設の根拠が單に資本家的雇主側の私的、隨意的處置に存すること、及び其の職能が極めて制限せられた消極的性質のものであつて、それは單なる社會改良主義的傾向のものに止まつてゐたといふことの二點を挙げなければならぬ。

二、大戦中の關係

大戦開始以後獨逸の社會的經濟的諸關係が各方面に重要なる影響を受けると共に、工場委員會制度の上にも亦其の性格の根本に迄觸れるところの顯著なる發展が起つて來たのである。

即ち先づ、大戦の繼續によつて獨逸の國民經濟は益々逼迫して來たが、かかる時局の艱難を切抜ける爲に政府は産業生活上にて勞働組合の積極的協力を要望すべき必要を痛感した。かくて其の爲に政府は勞働大衆側の要求に對して或る程度迄の満足を與へるに足る積極的讓歩を意味するところの施設の實施が緊急不可缺であることを認め¹⁾た。

愛國勞働法 (Gesetz über den väterländischen Hilfsdienst vom 5. 12. 1916) といふ特別法が右の要求に對して發布された。此の法律の中で「愛國勞働經營」即ち戦争の遂行乃至國民給養の爲に直接又は間接に奉仕する經營にして當時五十人以上の賃銀勞働者或は俸給職員を使役するものには、夫々各箇に常設工場委員會の設置せらるべきことの強制が規定されたのであつた。²⁾こゝに規定された工場委員會制度は經營内諸施設及び賃銀其の他の勞働關係事項に就いて起る從業被傭者側の提議、又は不平、等を經營主腦部に傳達し、且つそれに関する自己の意見を述

1) Berthelot, M., Die Betriebsräte in Deutschland, 1926, S. 8.

2) Geck, L. II., a. a. O. S. 99.

ぶべきことの任務を負ふてゐる。而して、若し其の際勞資間に見解の一致を得ないならば、當該争點は工場委員會の手により同じ愛國勞働法中に定むる中立仲裁々判に向つてこれを提訴し得るのである。此の提訴權の存することが此の場合に特に重要な意義を持つのであつて、愛國勞働法中の工場委員會制度は正に右の提訴權の故を以て、大戰以前の工場委員會制度に比較して一つの注意すべき特質を獲得したといふことが出来る。

右の愛國勞働法上の工場委員會制度制定の當時、半官報「北ドイツ・アルゲマイネ新聞」はその提訴權に就いて次の如くに論じてゐる。即ち「勞働諸條件及び殊に賃銀は初めて最早契約當事者の自由意志のみによつて決定せられざることになつた。即ち勞資兩者に對して中立的地位に立てる仲裁委員會が、勞働契約の設定上に大なる影響を與ふべきことになつたのである。」³⁾と。ともかくも、右の強制的工場委員會の設置によつて工場内の勞働諸關係は從來の如くにたゞ企業主側の優越的勢力のみにてこれを專斷的に決定し得ざるやうになつた譯けである。蓋し、今や被傭者側は第三仲裁機關を介して、勞働諸關係の決定上に、自己の立場の利益の爲の主張を或る程度積極的に反映せしめることが出来るのである。

要するに、大戰以前に行はれてゐた隨意性的私設工場委員會が當時の諸經營に於ける資本家的利益本位の專制關係に對して若干の手工業時代的、家長的、濫情主義的經營關係性を加味せんとする社會改良主義的性格のものであつたのに對照して、愛國勞働法上の工場委員會制度は、實に經營民主主義の實現に向つて、最初の一步を起こしたる性質のものとして其の姿を現はしたのであつた。

愛國勞働法によつて工場委員會制度の性格上に右の如き飛躍的發展が起こつたについては、無論一般的に云つ

3) zitiert in (Berthelot, M. a. a. O. S. 8).

て當時の國民經濟的、社會的狀勢の切迫といふことの影響を看過し得ないのであるが、しかし、又他方からこれを見れば、當時に著しく實勢力を伸張してゐた社會主義的勞働組合が、先に言及しおける如くに、工場委員會制度其のものに對する嘗ての否定的、反對的態度をそれより前に改めてゐて、寧ろ此の制度の發達を助成してこれを社會變革の槓杆的手段に利用せんとする方針に進んで來てゐたことの壓力的影響がこゝに作用した點の輕からざるを認めなければならぬのである。⁴⁾

以上の如くに既に一旦愛國勞働法を媒介として勞働組合側の勢力と企業主側の資本家的勢力との間に於ける妥協の契機となつた經營民主化の氣運は、臆て又其の後に至つて、大戰中の産業的事態に善處する目的の爲に組織されたところの「獨逸工業勞資共同體」(Die Arbeitsgemeinschaft der Industrien und Gewerlichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands)と稱する特殊の勞資組合の作用によつて愈々益々其の發達を促進されることになつたのである。⁵⁾

(註) 「獨逸工業勞資共同體」は大戰中に産業界の平和維持の目的を以て、國內各種産業部門の夫々について勞働組合と雇主團體との間に組織されたところの懇談及び協定の爲の組合即ち「勞働共同體」(Arbeitsgemeinschaft)の總括的代表組合である。(註細は Leibrock, O., Arbeitsgemeinschaft, 1920, S. 16 ff. 參照)

即ち、大戰終局の轉機に近く一九一八年十月に入つてからは獨逸の政治、經濟界は物情騒然として全く安定を失ひ、暴動は各所に頻發して資本主義的秩序の全般的攪亂が正に一觸即發の危機に迫つたのであつたが、此の際に前記の「獨逸工業勞資共同體」の組織が結成せられ、社會革命の脅威の中に立つて全獨逸工業の資本代表は勞

4) Stern, B., Works Council Movement in Germany, 1925, p. 7.
5) Werner zur Megede, Volkswirtschaftliche und soziale Auswirkungen des Betriebsrätegesetzes, 1927, SS. 8-9.

働組合側の首領と一座の上に對等的に相會して獨逸の資本主義的産業秩序を平和的に維持する爲の方策について協議を開始するに至つたのである。しかし、かゝる間にも現實的事態は刻々に進展して十一月九日遂に帝政の轉覆を見、十日新たに社會民主黨を中心とする臨時共和政府が組織された⁶⁾。それと相携へて一方に於いては社會主義的労働大衆の手によつて資本主義的産業秩序の全般的變革の手段が着々進められてゐたのである。此の危機の頂點に於いて前記「獨逸工業勞資共同體」は、押し寄せる變革の大勢を阻止する爲に、全獨逸工業界を代表する雇主團體及び労働組合の名を以て乾坤一擲の劃期的協定を締結した。其の協定の内容は次の如きものである。即ちそれは一方では雇主側が労働組合側の多年の追求對象であつた労働の高度民主化及び八時間労働の制度等の點について重要な讓歩を認め、又他方では労働組合側が労働大衆の間に鬱勃たる社會革命的氣運に逆らつて、現行の資本主義的産業秩序への支持を誓約したるものであつた。⁷⁾

「獨逸工業勞資共同體」に於ける右の協定條項中にて、此の際に特に注目を要する點は、五十人以上の被傭者を有する各箇工場にては當該經營内に於ける集團的一般労働契約 (Betriebsvereinbarung) の執行状態を監視する爲に工場委員會を設け置すべきことを定めた點である。而して、かゝる條項を含める此の協定は、労働組合内の保守的勢力によつて獨逸労働者の爲の「大憲章」(Magna Charta) と稱讚せられ、又反對に急進的社會主義的労働大衆側からは「巨大欺瞞」(der Grosse Betrug) と呼ばれて非難せられたものである。ともかくも、此の協定は獨逸の資本主義的産業秩序を破滅の一步手前に於いて維持した點、ならびに、労働組合が雇主側によつて労働者側の公式代表機關として認められて賃銀其の他の労働條件は組合側を相手方として雇主側との間に於いて集團的一般労働契約を以て決定せらる

6) 岩城忠一氏稿ドイツ革命參照(岩波經濟學辭典Ⅲ卷1843頁)

7) Stern, B., Ibid, p. 65.

べきことの原則が確立せられ、且つ全國各工場に前記の如く工場委員會を設置して従業被備者側の利益の保護に當らしめることになつた等の點に於いて意義深きものである。⁸⁾

エーバート (F. Ebert) 主席の臨時共和政府は右の「獨逸工業勞資共同體」の協定を正式に承認したが、超えて間もなく政府自らが、又一閣令を發して右の協定の精神を國法化し、且つ更らに一層其の内容を擴大強化したる規定を設けるに至つた。一九一八年十二月廿三日に發布されたる「集團的一般契約、勞働者委員會、俸給職員委員會及び勞働爭議調停に關する閣令」といふのが即ちそれである。此の閣令は常時二十人以上の被備従業者を有する工場に對して工場委員會設置の強制を規定したのであるが、其の工場委員會は職能として主として、勞資團體間に成立する集團的一般勞働契約の經營內的執行状態を監視し、若し又かゝる集團的一般勞働契約の缺如してゐる場合には、委員會自らが主體になつて、一方關係勞働組合との間に聯絡を保ちながら當該經營の雇主との間に於いて賃銀其の他の勞働條件について團體的決定に當るべきものとされてゐる。⁹⁾ 臨時共和政府の閣令に基く以上上の工場委員會制度は既に曩きに一旦愛國勞働法上の工場委員會制度を以て始めて若干の程度に迄國法的に實現化されたる經營民主化の原理を更に一層國法的に擴充發展せしめた點に固有の意義を有してゐる。獨逸の工場委員會制度の上に現はれたる以上の如き質的發展を見る場合に、吾々は其の背後に於いてこれを齎す機縁となれるところの大戦中殊に其の末期に於ける經濟、社會、政治の上の諸變動の現象を同時に考慮の中に入れておかねばならぬのである。

8) Berthelot, M., a. a. O. S. 10.
9) Geck, L. H., a. a. O. S. 100.

三、經營協議會法の成立關係

一九一八年十二月二十三日臨時共和政府が發布せる閣令中の工場委員會制度に關する規定は、當時新政權の基礎が未だ不安定にして時局の收拾成らず、政治、經濟、社會の諸關係が混亂動搖の渦中に漂つてゐた状態の中に於いて、それは事實上の施行力を有するに至らずして殆んど空文に等しき有様におかれてゐた¹⁾。然るに、其の後約一ヶ年を経過したる一九二〇年二月四日に、右閣令上の工場委員會規定の趣旨を更に進展せしめたる内容を持つ經營協議會法 (Betriebsrätegesetz) と稱する新特別法が發布されて、國法體系上に前後二つの法制間の地位繼承が行はれた。然れども、右の二つの國法間に起こつた地位繼承が立脚せる其の間の社會的、政治的過程は決して順調に無事平穩の一路を進んだものではなくて、そこには甚だ錯雜したる曲折の關係が、其の推移の間に介在してゐるのである。即ち、恰も此の繼承過程の間に於いては一九一八年十一月からの革命動亂期にロシアより輸入せられた勞兵協議會 (russische Arbeiter- und Soldatenräte, Sowjets) が獨逸國內の經濟事業經營、官廳、兵營等の箇々に廣き範圍に組織されてゐたのであり、従つて各工場にても到るところ右のロシア式勞働者協議會が跳梁を逞くしており、それが資本家的雇主側による經營管理權の驅逐と從業被傭者側による獨裁的管理制の確立とを聲高く要求してゐたのである。²⁾

右にロシア式勞働者協議會といふのは、全く普通の意味の工場委員會とは其の性質を異にしたものである。即ち、それは勞働階級の手によるところの一般政治的、經濟的獨裁制の爲の基礎的機關として各工場に設立された

1) Werner zur Megede, a. a. O. S. 9.

2) Weber, A., a. a. O.S. 521.

ものであり、經濟に於ける資本の勢力、社會に於ける勞働組合の勢力、政治に於ける議會主義的諸勢力に代つて勞働者協議會それ自體が經濟、社會、政治の各方面に於ける決定的勢力の根源たらんことを目指してゐたのであつた。³⁾ 故に、其の特質としては單なる經營民主化の精神を遙に超えてゐたといはねばならぬ。

後に見るが如くに、新たに制定された經營協議會制度といふのは右の如きロシヤ式勞働者協議會運動を克服して生れ出でたものである。しかし、經營協議會法が成立する過程に於いてたとへ數箇月間でもかゝる特殊の急進的性質を有する勞働者協議會といふものが遍く全國各工場に蟠踞してゐてこれを支配し、これに對する政治上の反對的勢力に向つて絶えずそこから力強き牽制的影響を及ぼしてゐたといふのは、經營協議會法の成立を繞る経緯を明かにするについて看過し得ざる事實である。⁴⁾

既に言及せる如くロシヤ式勞働者協議會の制度といふのは單なる經營民主化の範圍を遙に超えた目的を追求するものであつたが、獨立社會黨殊に其の中の急進派はロシヤに於けるその固有の發達事情⁵⁾を顧ることなく、たゞ獨逸革命期の一時の國權弛緩に乗じ煽動の力を以て廣くこれを全國各經營に設立せしめたのである。⁶⁾ 臨時共和政府及び多數派社會主義黨ならびに勞働組合は右のロシヤ式勞働者協議會運動に對して當初から反對の態度をとつてゐたので、先に述べた「勞働大憲章」も實はそれに對す防衛、去勢の爲の手段として成立した譯である。就中多數派社會黨中にあつて、殊に熱心に獨逸革命を政治的民主制の軌道の上に引込むことに盡力したるシャイデマン (Scheidemann) の如きは、一方に斷乎としてロシヤ式勞働者協議會の根本的彈壓を主張し、他方にこれに對して國民會議 (Nationalversammlung) の招集を要求してゐた。又黨全體としても多數派社會主義黨は黨員箇人として

3) Berthelot, M., a. a. O. SS. 12-13.

4) Brigl-Matthiass, K., Das Betriebsräteproblem, 1926, S. 2.

5) Stern, B., Ibid, p. 8.

6) v. Bonin, W., Die volkswirtschaftliche Bedeutung und die praktische Auswirkung des deutschen Betriebsrätegesetzes, 1927, S. 2.

7) Werner zur Megede, a. a. O. S. 10.

のシヤイデマンの如くに強硬ではなかつたが、而もなほ、各工場に蟠踞してゐるロシヤ式労働者協議會の勢力がば局限された狭き一定範圍の經濟關係の上のみに羈束せんことを主張してゐた。⁸⁾

かゝる事情の下に、一九一九年二月二十六日に臨時共和政府は遂に一つの聲明を發表してロシヤ式労働者協議會の處置に關する政府の態度を公示するに至つたのである。其の聲明中にて『各箇經營内の協議會組織』(organisations) は各箇經營と労働組合との間に立つところの仲介機關としてのみ維持せられ得べく、それ以外の性質を有する協議會制度は獨逸國にて一切これが利用を禁ず』といふ趣旨を述べた。⁹⁾

臨時共和政府、多數派社會黨、労働組合の三者が上記の如くに、當初からロシヤ式労働者協議會に對して顯著なる排撃的態度をとつてゐたといふについて、こゝに少しくそのかくなりし理由をたづねてみたい。

これに關しては無論これら一聯の反對者達の個人的立場に於ける直接の利己的關係に對する考慮といふものが輕視し得ない意義を持つてゐるであらう。しかし、吾々は此の際更に一步を進めて、かゝる特殊の個人的、主觀的關係を超越せる廣き範圍の客觀的關係の上に於いて、當該反對者達の主張を支持し肯定する何等かの基礎的契機が存在したることなきやについて顧る必要がある。其の契機となつたものは、實に當時の獨逸國民經濟に於ける一般的狀勢に外ならない。

即ち、先づ第一に、當時の獨逸產業界にはなほ大中小各種規模の無數の經營が相互に複雑なる錯綜關係を以て相對立してゐて、且つ生産の技術的關係も未だ一般には高度の機械化的設備の段階には達してゐなかつたものである。更らに第二に、大戰の影響殊に敗戰の結果としての國際政治的壓迫は、極度に獨逸國民經濟を疲弊せしめ

8) Berthelot, M., a. a. O. SS. 14-15.

9) Werner zur Megede, a. a. O. S. 10.

てゐたのであるから、國民給養の爲にも、賠償履行の爲にも、國民的生産力の回復といふことが爛頭焦眉の國民的急務になつてゐたのである。以上の二つの事情が當時に於いて獨逸の政治及び産業の一般的管理をロシア式労働者協議會の如き機關の獨裁下に委ね去ることを相率ゐて妨げる作用をなした有力なる客觀的契機であつたと見られてゐる。¹⁰⁾かくして、多數派社會黨、労働組合幹部、臨時共和政府等一聯の支配的勢力群が相協力してロシア式労働者協議會の獨逸に於ける發達を阻止することに努力したる譯である。

尤も以上の如き反對的勢力に對抗して、一方では又獨立社會黨、殊に其の中の極端派が執拗頑強なる大衆煽動を行つてロシア式労働者協議會運動の勢力維持に努力したのであるから、革命勃發の一九一八年十一月から翌年の始めにかけて數ヶ月間に於いては、全獨逸の諸工場に此のロシア式労働者協議會が廣く跳梁の勢を示してゐた有様であつた。しかし、それでも實際に於いては、一九一八年十二月十六日に伯林に開かれた全國勞兵協議會大會 (Räte-Kongress) に於いてロシア式協議會派の主張を押さへて民主政治的國民會議招集の議が可決された時に、既に右の過激協議會運動の挫折は根本に於いて決定的のものになつてしまつてゐたのである。かくて一九一九年の二月に入り、臨時共和政府は一方に於いて、上記決議の趣旨に應じて國民會議をワイマールに招集すると同時に、他方に於いて又先に指摘した如くにロシア式協議會に對する處置に關して政府の根本方針を聲明したのであつた。

しかし、既に一旦労働大衆の心の上に深き魔術的幻惑を與へたるロシア式協議會の思想は容易に其の根抵を掃蕩さるべくもなく、民主的憲法制定の爲に開かれた國民會議は労働大衆の間に鬱積せるロシア式協議會制度要

10) v. Bonin, W., a. a. O. SS. 2-3. vgl. Weber, A., a. a. O. S. 521.

望熱によつて終始強烈なる牽制的影響を蒙つてゐた。

國民會議の大勢は議會制度と抗争するロシヤ式協議會制度に對しては無論最初から反對の態度をとつてゐた。けれども、國家の權力が當時なほ未だ鞏固ならずして、暴動を以て迫るところの勞働大衆間に於けるロシヤ式協議會制度要望の勢は政府の取締によつてこれを完全に阻止することが殆んど不可能なる状態であつた。そこで國民會議は止むなく一つの妥協策を立てるに至つた。此の妥協策中特に當面の考察對象に直接關係したる點をいへば、それは従業被傭者が各箇經營内にて「經營勞働者協議會」(Betriebsrat)と稱する組織を結成して、其の組織は經營内部の關係にて被傭者側の利益を保護し、賃銀其の他の勞働條件の決定及び全體生産力の發展に關して企業主側と對等の地位を以て共同決定の權限を享有すべきものであることを、憲法の條規の上に宣言したといふことである。¹¹⁾

尤も、右の「經營勞働者協議會」の内部構造に關する規定は、憲法によつて別の特別法に委任されたのであつた。而して、右の如き妥協策たる憲法條規が國民會議にて審議進行中にも現實の諸經營にてロシヤ式協議會を繞つて依然たる勞働不安が繼續してゐたから、「經營勞働者協議會」の内部的構造に關する特別法の制定は一日の早きを急ぐ状態であつた。

かゝる事情の中に於いて政府は複雑な準備工作を經過したる後、一九一九年八月十六日に始めて「經營勞働者協議會法」の法案を國民會議の前に提出した。而して、此の法案は議會の社會政策委員會の手許に於いて迂曲の審議過程を經過し、そこで此の制度の制定を繞る諸勢力の錯雜せる對立抗争關係を反映して幾度か修正せられ、

11) Die Verfassung des Deutschen Reichs, Artikel 165.

遂に一九二〇年一月十八日に至つて漸く二一六對六三の多數を以て最終可決に到達して成立した。¹²⁾これが「經營協議會法」(R. R. G.)と稱せられる特別法である。

右の法律の採決に際しては、社會民主黨、中央黨が主力となつてこれに賛成し、獨立社會黨及び共產黨が極左翼に於いて國民黨が右翼に於いてこれに反對した。かゝる事情から推知し得られるやうに、此の經營協議會法の制定を繞れる背後の勢力及び思想の關係は極めて複雑に錯綜してゐたものであつて、此のことは又必然的に經營協議會制度の法律規定の内容に對してそれに應じた混淆の影響を投ずることになつたのである。

四、經營協議會制度の特質

今これを概括的にいへば、一方に於いてロシア式労働者協議會制度に立脚してそこに政治及び經濟の全般に對する獨裁的權力を固めんとして運動する急進社會主義的勢力が作用し、他方に又これに對立してかくの如きロシア式協議會制度を排撃して政治の民主的議會主義化を目指すところの社會民主主義的勢力が活動し、それら兩箇の中心的勢力の妥協關係が主動力になつて、其の結果、新制の「經營協議會法」が生まれたといふことが出来るであらう。尤も又それと同時に、其の成立過程に於いて他の二つの社會經濟的勢力が側面的契機として重要な役割を演じたことを看過してはならない。其の一つは労働組合である。これはロシア式協議會制度が動もすればサンヂカリズム的傾向に走つて労働組合の勢力を阻むに至らんことを第一に惧れてゐた。更らに又次の一つは資本家階級の一般的態度であつた。これは、資本主義的秩序の根本的危機に際會して、寧ろ經營協議會制度の成立を助

12) v. Bonin, W. a. a. O. S. 4.

成し、これによつて内部から労働者を懐柔してそこに勞資協同の職業階級的思想 (Berufständische Idee) を喚起培養し、以て資本主義的秩序の根本的變革を要求する運動に對應すべき制肘去勢の手段を求めんとしたのである。¹⁾ 以上二つの側面的契機があつたとしても、何としても、總體的には、ロシア式協議會制度を狙ふ急進社會主義の勢力を經營協議會といふ局部的性質の組織内に拘束して、これを去勢せんとする社會民主主義黨が中心的推進力となつて作用し、それが一方に於いて、上記の如く根本的變革の回避の爲には敢へて多少の犠牲を甘受せんとする資本家階級の一般的態度を援用し、更らに又他方、飽迄も傳統的集團勢力の擁護を期する労働組合側の態度を顧慮して、そこに新制「經營協議會法」を成立せしめたものと見なければならぬのである。

以上の如き事情の中に誕生せる經營協議會の制度は、其の根本的性格に於いて決してロシア式労働者協議會制度と同じ急進社會主義的目的を追求してゐるものでないことはいふを俟たない。しかしさりとて又、それは大戦前に廣く行はれてゐた隨意性的私設工場委員會の如き單なる苦情取次機關としての温情主義的、社會改良主義的性質に止まるものでもないのである。

即ちそれは法律によつてこれが設置を強制せられ、經營内諸關係上かなり廣汎な範圍に關して從業労働者の自主的決定權を確立し、以てこれを雇主側の資本家的勢力と對立せしめるものになつてゐる。このことは賃銀其の他の重要労働條件や、ならびに雇傭及び解雇等の諸問題の決定に對する經營協議會の參加、及び企業貸借對照表の監査權、ならびに重役會に對する經營協議會代表の參加等の法定諸機能の上に明瞭にこれを認めることが出来る。

1) v. Bonin, W. a. a. O. S. 5.

經營協議會に對して多分に經營民主化的性格を附與したる以上の諸職能に關聯してこゝに注意を要する一つの問題がある。それは經營協議會と勞働組合との間に於ける職能的關係である。抑も經營協議會は勞働組合と對抗する獨立機關として被傭者の爲の利益擁護に當たるべき自律的權能を有したるものではない。端的にいへば、經營協議會と勞働組合との間には何等の對抗的關係が存在してゐない。而して、其の職能的關係から見れば、恰も前者は後者に從屬する地位に立つてゐる。蓋し從業勞働者の利益に關する重要事項の根本的決定は勞働組合の權限内におかれ、經營協議會はこれと衝突すべき別箇の決定を行ふことを許されてゐない。それと同時に他方に又經營協議會は勞働組合と雇主側との間に成立つ集團的一般勞働契約の經營内の執行狀態監視の職責をも負はされてゐる。²⁾

經營協議會の如き經營内の組織の權限が際限もなく増長して其の爲めに自己の集團的勢力を阻得されるに至らんことを惧れた勞働組合の顧慮に起因して成立したる前記の如き規定は、實は企業主側に對しては寧ろ一層經營協議會の經營民主化的壓力を擴大強化せられた結果になつてゐる。蓋し、かゝる規定によつて經營協議會はそれ自體の背景にて勞働組合といふ超經營的組織と密接に連繫することになつたもので、其の爲に經營協議會は各箇に孤立的地位にあるよりも一層自己の經營民主化的勢力を強大ならしめられるに至つたのは言を俟たない。たとへ經營協議會は勞働組合的勢力の手先乃至は前哨的機關に他ならぬにしても、そのことは些かも同時に經營民主化的機關としての經營協議會の意義を輕からしめるものではなく、否むしろ事實は其の反對といふべきである。更めていふを俟つことなく、經營民主的思想 (Betriebsdemokratie) は消極的には各箇經營の管理關係上にて雇主

2) Naphtali, F., Wirtschafts Demokratie, 1929, SS. 151-152.
3) Gesk, L. H., a. a. O. S. 102.

側の支配權を狭化して其の資本家的專制力を制限し、又積極的方面から見れば被傭從業者をも制度の上で公然と經營支配に參與せしめて、これを單なる雇主側意志の對象たる位置から解放し、そして彼等の意志を雇主側のそれと並べて經營管理の上に兩者を對等的に反映せしめんとするものである。⁴⁾ 即ち、それはたゞ獨り企業主のみが經營内支配者たるべからずして、從業被傭者も亦同じく支配者でなければならぬと主張する思想である。⁵⁾ 以上によつても推知せられ得る如くに、經營民主の思想はそれ自體として少くともこれを制度形態的に見る限り、經營管理の上で専ら被傭者側のみ支配權を肯定して他方に企業主側の權力を絶對的に否定し去らんとするものではないのである。

尤も、經營協議會の如くに其の職能上明かに經營民主化的性格を自證する機關の設立がある場合には、其の職能關係に乗じて、單なる經營民主の思想範圍を越えたる急進社會主義派が各箇經營内に於ける自派の勢力擴大の手段として此の機關の利用を企てるに至るといふのは、極めて起り得べき現象である。⁶⁾ なほ又他方に、經營協議會は其の成立の過程に於いて、側面的契機としての資本家的勢力の影響をも多分に受けて來たものである爲に、其の結果これが職能關係上にて單なる從業勞働者側の利益の爲のみではなく、更に又同時に、他面には經營自體の利益従つて當該企業資本の利益の爲にも廣く積極的考慮を致すべきことを要求されてゐる。以上の如き兩極端の事情は無論經營協議會の具體的性質を見るについて看過し得ないものではあるが、それにも不拘これあるによつて此の制度的組織の經營民主化的機關としての特質を根本的に否定するのは正當なる見方ではないのである。

4) Brigl-Matthiass, a. a. O. S. 153.

5) Gerhardt, J., *Unternehmertum und Wirtschaftsführung*, 1930, S. 91.

6) Weber, A., a. a. O. S. 524.

五、結 言

以上に經營協議會制度成立の沿革的經緯を考察した結果、次の如くにいふことが出来る。即ち、經營協議會制度は經營内の管理に關して獨逸に於いて既に早く十九世紀の中葉前後に起原を發したる隨意性的私設工場委員會制度の發展を遂げた結果の一特殊形態に外ならない。しかし、それは其の發展の過程に於いて大戰期中の愛國勞働法上の工場委員會制度や殊には又戰後革命進行期中に猖獗の勢を逞くせる急進社會主義的性質のロシア式勞働者協議會より直接に強き影響を受けたる爲に、原初形態に固着してゐた溫情主義的、社會改良主義的性格の色彩は殆んど大部分それより拂拭されて、新たに少からざる程度に經營民主化的性格を附與せられた。かくて更めてそれが新生の姿を以て戰後の革命獨逸に登場して來たものである。即ち、經營協議會制度はこれを單に經營内の從業被傭者代表機關として見る限りには、それは遠く其の起原を前世紀中葉前後に迄もたどるべきところの相當に沿革古き制度である。しかし、又更にこれを經營民主化的機關としての性格に於いて把握すれば、それは大戰中及び殊に戰後革命期の獨逸に於ける經濟的、社會的、政治的特殊事情の影響の中に生み出された比較的新らしい意義の經營内の施設である。